

✧モデル年金・一時金✧

標準報酬月額 300,000 円で加入年数 10 年・20 年・30 年の場合（予定利率 2% で計算）

※実際の年金支給は、財務省が毎年公表する指標金利により、決定されます（最低 1% 保証）。

加入年数	掛金合計額	脱退一時金額	老齢年金額 ※15年受取選択の場合
10年	432,000円	472,800円	510,000円
20年	864,000円	1,049,200円	1,132,500円
30年	1,296,000円	1,751,800円	1,890,000円

① 退職時に一時金で受け取る。

- 加入期間 1 年以上で退職された方は、累積した「積立額」と「利息」を当基金から一時金として受けられます。

② 年金あるいは一時金で受け取る。

- 加入期間 10 年以上の方は、当基金から将来年金が受けられます（一時金の選択も可能）。
- 年金で受ける方の受給開始年齢は、60 歳です。60 歳以上の加入員の方は、退職と同時に年金が受けられます。年金受給開始 5 年経過後は、一時金の選択も可能。

✧年金改定率と改定期期✧

毎年、基準日前発行の 10 年国債応募者利回りの過去 5 年間平均に基づき、毎年 6 月支給分から年金額を改定

✧老齢年金の支給回数✧

金額	12 万円以上	12 万円未満
支払期月	6 月 1 日/12 月 1 日	6 月 1 日

《基金の現況》

令和 5 年 3 月末時点

事業所数	153事業所					
加入員数	男性	1,262人	女性	1,213人	合計	2,475人
平均年齢	男性	48.0歳	女性	41.1歳	平均	44.5歳
平均標準給与月額	男性	368,036円	女性	268,521円	平均	318,279円
年金受給者	終身	932人	有期	79人	合計	1,011人

〒102-0081

東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

電話 03-6380-8659 FAX 03-5275-8145

観光 年金

JR・地下鉄 市ヶ谷駅 徒歩 10 分
地下鉄 麴町駅 徒歩 5 分
地下鉄 半蔵門線駅 徒歩 10 分



観光産業企業年金基金は
観光産業に働く方々及びその遺族の
生活の安定と向上のため
確定給付企業年金法に基づき
平成 27 年 10 月 1 日に設立されました。
企業年金制度は、社員のセカンドライフの
ために“安心”を“プラス”する制度です。

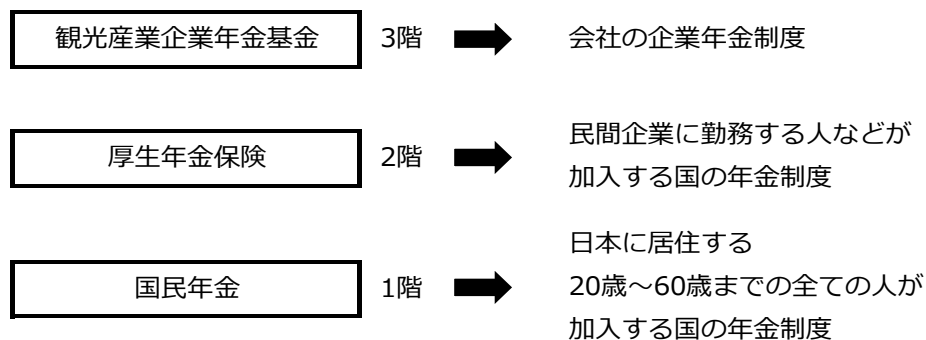


観光産業企業年金基金

観光産業企業年金基金

社員のより安定したセカンドライフを目的として設立された「観光産業企業年金基金」です。

国の国民年金・厚生年金保険に加えて3階建ての部分になります。



◆基金の概要◆

(1) 加入会社の範囲

- ・一般社団法人日本旅行業協会会員等
- ・一般社団法人全国旅行業協会会員等
- ・上記の会員以外の観光産業に関連のある会社等

(2) 加入対象者

- (1) の会社に勤務する厚生年金保険加入者等



◆基金の特徴◆

(1) 確定給付企業年金

- ・将来の年金給付が想定可能な企業年金制度
- ・定率拠出・変動年金型の「キャッシュ・バランス・プラン」
- ・本人が受給期間を選択して受ける有期年金（10年・15年・20年）

(2) 業界共通の福利厚生制度

- ・会社負担の掛金は全額損金扱い

◆基金の掛金◆

掛金率 15/1,000（内訳）標準掛金 12/1,000
事務費掛金 3/1,000

掛金は、全額会社が負担します（賞与の掛金負担なし）。
加入員の負担はありません。

■標準掛金の計算式

【例】 標準給与月額 300,000 円の加入員の場合
→会社負担 3,600 円 $(300,000 \text{ 円} \times 12/1,000 = 3,600 \text{ 円})$

■事務費掛金の計算式

【例】 標準給与月額 300,000 円の加入員の場合
→会社負担 900 円 $(300,000 \text{ 円} \times 3/1,000 = 900 \text{ 円})$

■掛金合計 4,500 円 $(3,600 \text{ 円} + 900 \text{ 円} = 4,500 \text{ 円})$

* 標準給与月額および掛金額(率)表の 98,000 円～1,390,000 円までの 46 等級区分

◆基金の給付◆

給付の種類	内容	計算式
老齢年金※	加入員期間10年以上で退職した方が受けられる有期年金 支給期間は、本人が10年・15年・20年から選択	退職時の仮想個人勘定残高 ÷指標利率に応じた年金現価率
脱退一時金	加入員期間1年以上10年未満で退職した方 加入員期間10年以上で退職した方が脱退一時金を選択した場合に受けられる一時金	退職時の仮想個人勘定残高
遺族一時金	加入員期間1月以上ある加入員 老齢年金の支給を受けている方 老齢年金・脱退一時金を請求する前に死亡した方(待期者) のご遺族に支払われる一時金 ※遺族の範囲は1親等(配偶者または子、父母)	死亡した時点の仮想個人勘定残高 ※短期加入者が死亡された場合 仮想個人勘定残高が3万円に満たない場合は3万円

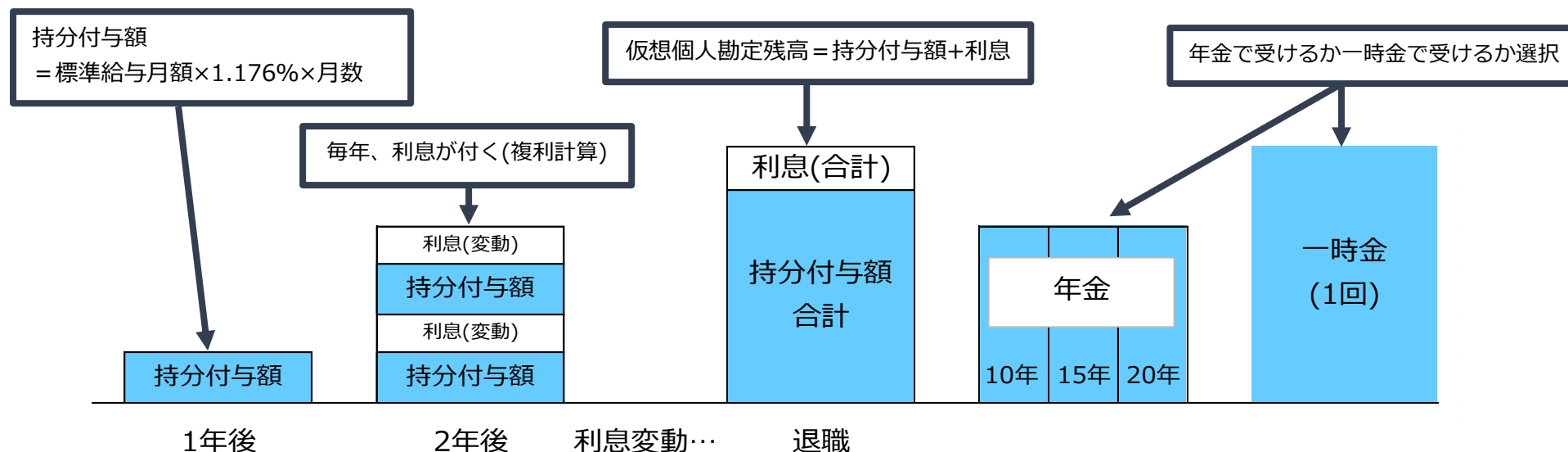
※受給開始後事由により一時金の選択が可能

脱退一時金について

加入員期間 1 年以上 60 歳未満で退職された方の一時金相当額を再就職先の企業型確定給付企業年金または企業型・個人型確定拠出年金・企業年金連合会に移換できる場合があります。

観光産業企業年金基金の給付体系

基金制度は、経済(金利)の状況に応じて加入中の積立額や受給中の年金額が変動する「キャッシュ・バランス・プラン」です。給付原資や年金額には一定の最低保証(1%)があり、将来の給付額が保証されています。



❖ 「キャッシュ・バランス・プラン」による積立額・年金額の計算❖

- ・加入中の積立累計額は国債利回りに連動して決定
- ・仮想個人勘定残高に加算する利息を計算する率や金額を計算する際の給付利率が指標金利に連動
- ・年金額の改定に使用する利率は、毎年、過去5年間に発行された国債利回りの5年間(暦年)平均値を指標金利として、翌年の6月1日に改定

■ 指標利率の決め方

2018/1月・2019・2020・2021・2022/12月

10年国債 基準日前過去5年間の平均

2023年4月から1年間の指標利率

■ 利息計算に用いる利率

時期	利率	指標金利	改定時期
加入期間 (暦年単位)	上限 4.0% 下限 1.0%	10年国債の応募者 利回り(暦年) 過去5年間の 平均値を使用	翌年4月1日に 付利率を改定

退職給付制度の比較表



	観光産業企業年金基金	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金 (iDECo)	中小企業退職金共済
メリット	【企業にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主、役員が加入できる。 ・ 福利厚生が充実していることで優秀な人材が確保できる。 ・ 掛金が全額損金算入、運用益は非課税 (令和7年度末まで) ・ 業界の企業年金制度のため、複数の企業が加入していることにより、コスト低減・運用リスク分散が可能 ・ 企業が加入員の退職制度を管理する人材を確保することなく、安心して年金資産の管理を企業年金基金に任せることができる。 ・ 退職資金が社外積立でされているため、会社が万が一倒産した場合でも給付が受けられる。 ・ 将来の退職金を事前積立するため、費用負担が平準化される。 	【企業にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用のリスクを負うことがない。 ・ 市場悪化時でも掛金増額を負担しなくてよい。 ・ 掛金が全額損金算入、運用益は非課税 (令和7年度末まで) ・ 掛金拠出単位を「月」→「年」単位へ (2018年1月施行) 	【企業にとって…】	【企業にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金月額が選択できる。 ・ 掛金が全額損金算入となり、拠出時点で節税できる。 ・ 新加入、掛金月額増への国の補助あり。 ・ 口座振替による手間が削減される。 ・ 事務費は掛金に織り込まれており、導入時のコスト導入後のコストがない。
	【加入員にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額を企業負担で退職後の老後資金を積立してくれるため、働く支えになる。 ・ 将来の給付額が約束されているので、老後の生活設計が立てやすい。 ・ 外部で積立でされているため、企業が解散や倒産した場合でも給付が受けられる。 ・ 年金としてだけでなく、一時金 (加入期間1年以上) として受ける選択があるため、生活設計しやすい。 ・ 個人の資産残高が毎年確認できる。 	【加入員にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部積立でされているため、企業が倒産した場合でも給付が受けられる。 ・ 経済・投資への関心が高まる。 ・ 個人の資産残高が確認できる。 ・ 運用益は非課税 ・ 本人負担の掛金は全額所得控除 	【個人にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済・投資への関心が高まる。 ・ 個人の資産残高が確認できる。 ・ 本人負担の掛金は生命保険等控除の対象 	【加入員にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額を企業が負担して退職後の準備資金がある。 ・ 外部積立のため、企業が倒産した場合でも給付が受けられる。 ・ 過去勤務債務、納付期間の通算が可能 ・ 勤労者退職金機構、中退共本部と提携しているホテル・レジャー施設を割引料金で利用
デメリット	【企業にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーマンショック等の世界金融危機が数年続いた場合は、不足金が発生し、掛金が増額する場合がある。 	【企業にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度運営を会社が担うため、事務コストが発生する。 ・ 個人への継続的な投資教育の実施義務がある。 	【企業にとって…】	【企業にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主、役員が加入できない。 ・ 中途退職 (23ヶ月以内) の場合、掛捨てになり給付がない。 ・ 長く加入しないとメリットがでないため、離職率が多い企業は不向き ・ 懲戒解雇等の加入者も給付対象となる。
	【加入員にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入員はデメリットが発生しない。 	【加入員にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として60歳まで解約 (引出) できないため、中途退職時の生活費や独立資金として用いることができない。 ・ 自己責任で運用を行うことが必要となり、リスク <ul style="list-style-type: none"> ・ リターンを考慮して運用商品を選択し、指図しなければならない。 ・ 確定年金ではなく、運用結果によって給付額が変動するため、将来の生活プランが立てにくい。 	【個人にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用事務費の自己負担 ・ 原則として60歳まで解約 (引出) できないため、中途退職時の生活費や独立資金として用いることができない。 ・ 自己責任で運用を行うことが必要となり、リスク <ul style="list-style-type: none"> ・ リターンを考慮して運用商品を選択し、指図しなければならない。 ・ 確定年金ではなく、運用結果によって給付額が変動するため、将来の生活プランが立てにくい。 	【加入員にとって…】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付は、基本退職金+付加退職金となっているが、予定利回りは1%のため厚みが少なく、付加退職金は運用益収入があった場合に加算されるため、ほとんど付かない。 ・ 資金不足により共済金が一定期間以上支払えないときは、解約